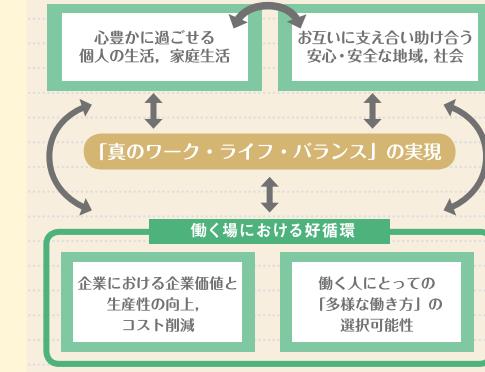




▶京都市からのお知らせ

「真のワーク・ライフ・バランス」を実現できる社会を目指しませんか?

【真のワーク・ライフ・バランス】 が実現した社会(イメージ図)



誰もが心豊かな人生を送れる社会

京都市では、ワーク・ライフ・バランスの考え方をさらに一歩推し進めた「真のワーク・ライフ・バランス」を提唱しています。その特徴は、今までの「ワークとライフの時間配分」だけではなく、私たちを取り巻く様々な「つながり」に着目し、「地域・社会への参加・貢献」に重点を置いていることです。

「真のワーク・ライフ・バランス」が実現すると…

働く場、家庭、地域で好循環が起こり、その相乗効果によって社会全体が活性化します。

個人
人生の段階に応じて
様々な活動を自ら希望
するバランスで展開

企業・組織
企業価値の向上、
生産性の向上

社会全体
社会の活力向上

これからは…ひとりひとりが職業人として、家庭人として、あるいは社会の構成員として、様々な「つながり」を大切にし、それぞれに求められる役割や責任を担い、個々の培ったスキルをいかしながら地域人として地域活性化につなげていきましょう！



京都style

「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB

京都市では、「真のワーク・ライフ・バランス」に関するウェブ版コーディネート窓口として、相談コーナーや情報掲示板などの機能を有するポータルサイト(情報検索の入口となるウェブサイト)を開設しています。

企業等や市民の皆様の「真のワーク・ライフ・バランス」の実践事例の発掘・発信や、関連情報の提供も行っておりますので、是非ご覧ください。

[URL] <http://www.kyotostyle-wlb.jp/>

【主な内容】

①「真のワーク・ライフ・バランス」コーディネート窓口

(1)「お悩み相談窓口」<企業・団体及び市民向け>

閲覧者からの相談を受け付け、専門アドバイザーや関係機関等による助言や、内容に応じた適切な窓口案内を行います。

(2)「Q&A」<企業・団体及び市民向け>

よくあると思われる相談内容等を掲載しています。

(3)「つながる『真のワーク・ライフ・バランス』掲示板」

<市民向け>

Facebookを活用した、NPOやサークル等、地域や社会とつながる活動を行っている市民の情報交換の場です。

②実践例の紹介・発掘

京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰を受賞した企業や、実践エピソード表彰を受賞した市民・団体の実践事例等を紹介しています。

③「あの人間に聞く『真のワーク・ライフ・バランス』

著名人の「真のワーク・ライフ・バランス」の事例を掲載しています。

④「週末どこいこ？」

子育てや介護に忙ざわる市民が余暇・生活を楽しむためのイベント情報等を発信しています。



<発行>

京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL : 075-222-3091 FAX : 075-222-3223

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/18-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

<企画・編集>

公益財団法人 京都市男女共同参画推進協会

〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地

TEL : 075-212-7490 FAX : 075-212-7460

<http://www.wings-kyoto.jp>

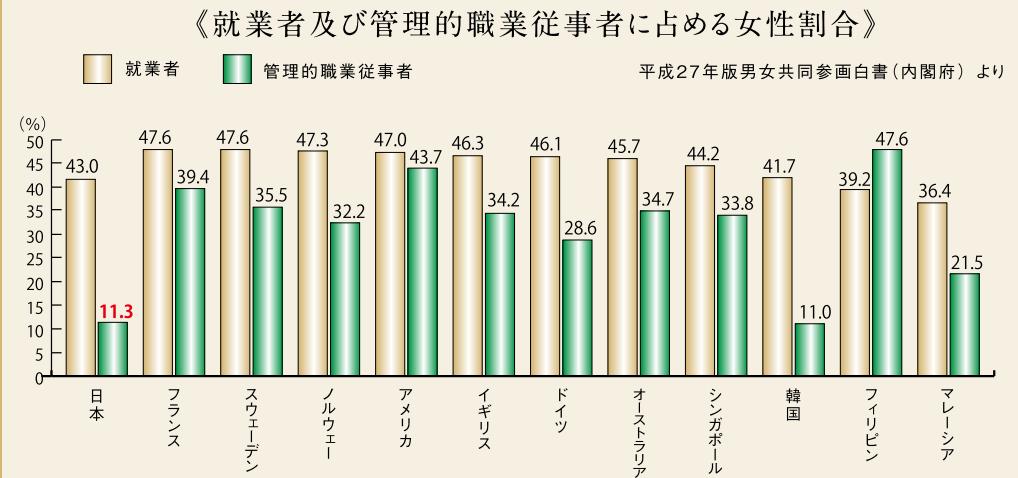


女性の活躍を推進する

。ポジティブ・アクション

政府が目指す、一億総活躍社会の実現。このような社会を実現するためには、女性が働きやすい環境を整備していくことが重要です。例えば、第一子の出産を機に働く女性の約6割が離職していることや、就業を希望しながらも働いていない女性が300万人を上回っていることなど、日本では「女性が働く」という場面において、その個性と能力が十分に発揮できているとは言えない状況があります。また、国においては、第4次男女共同参画基本計画の中で「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を掲げていますが、各分野における「指導的地位」等に占める女性の割合は依然として低い状況です。

平成27年版男女共同参画白書（内閣府）によると、日本の管理的職業従事者に占める女性割合は11.3%となっており、諸外国に比べても決して高い数字とは言えません。このような状況を改善し、「2020年30%」の目標を達成するためには、女性管理職の登用を増やすなど実効性のある取組が必要不可欠です。例えば、女性の活躍を推進するために個々の職場で数値目標を設定し、取り組むことなどが考えられます。このような措置はポジティブ・アクション（積極的改善措置）と呼ばれ、男女共同参画社会基本法第2条に、「自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に



提供すること」と定められています。平成27年8月には、ポジティブ・アクションの追い風ともいえる法律、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しました。この法律は、職業生活において女性が個性と能力を十分に發揮し、活躍できる社会を実現するために、国、地方公共団体、民間事業主の各主体の責務などを定めたもので、労働者が30人以上の大企業は、雇用する女性の活躍に関する状況把握と課題分析、その結果を踏まえた行動計画の策定が義務付けられており、労働者が300人以下の事業所では、同様の取組が努力義務とされています。

また、平成27年11月には、男女雇用機会均等法に基づく、労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する指針が改定され、事業主が女性管理職の中途採用を行いや

すくなりました。一定の条件の下で「○○担当部長募集。但し女性に限る」といった求人を行うことができ、女性を有利に取り扱うことが認められるようになりました。これもポジティブ・アクションの一例です。また、たっては、女性管理職増加のためのキャリアアップを支援する取組等が重要です。

これらは、単に女性を優遇するということではありません。これまでの男性中心の組織を改革し、各分野や各地域で女性が活躍することによって、偏りのない幅広い視点や発想が生まれ、社会の活性化が期待できるでしょう。ポジティブ・アクションは、そのための目標であり、現状を打破するための措置なのです。様々な分野でポジティブ・アクションを取り入れ、男女が共に個性と能力を発揮できる社会を築いていきたいですね。



管理的職業従事者に占める女性割合
平成27年版男女共同参画白書（内閣府）